

石川町復興推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、法第4条第1項に規定する復興推進計画（以下「復興推進計画」という。）の作成及び実施に関し必要な事項について協議するため、石川町復興推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第2条第3項第3号に規定する復興特区支援貸付事業（以下「復興特区支援貸付事業」という。）に関する復興推進計画の作成及び変更に関する事。
- (2) 法第11条第1項に規定する新たな規制の特例措置等に関する事
- (3) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める事項

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる団体等の職員をもって構成する。

- (1) 石川町
 - (2) 福島県
 - (3) 石川町商工会
 - (4) 復興特区支援貸付事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
- 2 次条第1項に定める会長が必要と認めるときには、前項に規定する者のほか、法第13条第3項に基づき以下の者を構成員として加えることができる。
- (1) 復興特区支援貸付事業に関する復興推進計画の実施に関し密接な関係を有する者
 - (2) その他必要と認める者
- 3 法第13条第5項各号に掲げる者であって協議会の構成員以外の者から、自己を協議会の構成員として加えるよう申出があった場合は、正当な理由がある場合を除き、構成員として加えるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は、石川町産業振興課長をもって充てる。

- 2 副会長は、あらかじめ会長が構成員の中から指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は、1年とし、再任を妨げないものとする。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、議長を務める。

- 2 協議会は、構成員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要に応じ、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(協議結果の尊重)

第6条 協議会の会議において協議が調った事項については、構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、石川町産業振興課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月21日から施行する。